

民間財物と公共財物における賠償の取り扱いについて

	民間		公共	
賠償対象について (紛争審査会・中間指針 (23年8月))	財物の価値喪失又は減少部分、及びこれに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用は賠償の対象		地方公共団体が所有する財物に関する損害については、本件事故と相当因果関係が認められる限り、民間と同様に賠償の対象	
価値の喪失又は減少について (紛争審査会・中間指針 第二次追補(24年3月))	帰還困難区域	居住制限区域 及び 避難指示解除準備区域	帰還困難区域	居住制限区域 及び 避難指示解除準備区域
	全損推認が可能 (迅速な被害者救済を 重視)	避難指示解除までの期間等を考慮して、一定程度減少したものと推認することが可能	全損推認が可能 (迅速な被害者救済を 重視)	避難指示解除までの期間等を考慮して、一定程度減少したものと推認することが可能
具体的な賠償基準・算定方法について (経済産業省・賠償基準の考え方について(24年7月))	全損として賠償	事故時点から6年で全損として、避難指示解除までの期間(n年)に応じた割合分を賠償 (6年経過以降：全損) (n年経過：n/6)	未提示	未提示